

令和3・4年度競争参加資格審査申請書の提出について

1. 資格の有効範囲

中国財務局 及び 広島国税局

2. 受付期間

集中受付期間: 令和2年12月1日(火曜日)から令和3年1月15日(金曜日)
(ただし年末年始: 12月29日から1月3日の間、及び土曜日・日曜日・祝日は除く)
※集中受付期間終了後は随時審査(書類による申請のみ)の受付となります。

3. 受付時間

【午前】 9時00分から12時00分
【午後】 13時00分から17時00分

4. 受付場所

別記のとおり

※インターネット一元受付において申請を行ったものについては、書類での提出は不要です。(二重登録はできません。)

5. 申請書類

別添『資格審査申請書受付票・整理カード』及び『一般競争(指名競争)参加資格審査申請書類作成要領』に基づき作成した申請書類と添付書類

○【重要】建設工事の競争参加資格申請に必要となる総合評定値通知書

①定期受付(集中受付期間)

次の2つの条件をいずれも満たすもの。

- a. 平成30年10月29日以降を審査基準日とするもので、かつ、平成30年10月29日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書(総合評定値通知書)が複数ある場合は、そのうち最新のもの。
- b. 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類を提出してください。

②随時受付(集中受付期間終了後)

次の2つの条件をいずれも満たすもの。

- a. 申請をする日の1年7月前までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの。

ただし、新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了する場合は、令和3年1月31日までの間においては平成30年10月29日までの間の決算日を審査基準日とするものであって、かつ、申請をする日の直前に受けたもの。

- b. 総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類を提出してください。

○納税証明書その3

申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度(国税通則法(昭和37年法律第66号)に基づく納税の猶予、国税徴収法(昭和34年法律第147号)に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)に基づく特例猶予をいう。)の適用を受けたため、納税証明書その3等又はその写しを提出できない場合は、当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを申請書に添付してください。

6. 提出方法

郵送(書留郵便とする)による申請とし、持参は原則廃止

※書類は『資格審査申請書受付票・整理カード』に記載の順に並べて提出してください。

7. 業種区分

建設工事 及び 測量・建設コンサルタント等(付表『業種種目コード表』の区分による)

8. 資格の有効期限

- 集中受付期間中に申請が受理された場合
⇒令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 集中受付期間終了後、随時受付にて申請が受理された場合
⇒資格を付与された日から令和5年3月31日まで

9. その他注意点等

- (1) 申請書類は、財務省独自の様式となっていますので、他の様式では受け付けません。申請書類に不備がある場合は受理できませんのでご注意ください。
- (2) 納税証明書及び登記事項証明書については、申請日から3ヶ月前までに発行されたものを提出してください。写し(鮮明なもの)で代用できます。
- (3) 等級決定通知書及び登録通知書については、紛失されても再発行は行いませんので大切に保管してください。

【別記】

受付場所

- 鳥取県 ●鳥取財務事務所 管財課
〒680-0845 鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎
電話番号 0857-26-2295
- 島根県 ●松江財務事務所 管財課
〒690-0841 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎
電話番号 0852-21-5231
- 岡山県 ●岡山財務事務所 管財課
〒700-8555 岡山市北区桑田町1-36 岡山地方合同庁舎
電話番号 086-223-1131
- 倉敷出張所 管財課
〒712-8062 倉敷市水島北幸町2-2
電話番号 086-444-5265
- 広島県 ●中国財務局 管財部 統括国有財産管理官(第三部門)
〒730-8520 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館10階
電話番号 082-221-9221 (内線3559)
- 呉出張所 管財課
〒737-0051 呉市中央3-9-15 呉地方合同庁舎
電話番号 0823-21-6411
- 山口県 ●山口財務事務所 管財課
〒753-8526 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎
電話番号 083-922-2190
- 下関出張所 管財課
〒750-0025 下関市竹崎町4-6-1 下関地方合同庁舎
電話番号 083-234-4003